

○国立大学法人筑波大学局長の選任の手續等に関する規則

〔令和4年12月22日〕
法人規則第66号
改正 令和 5年法人規則第27号
令和 6年法人規則第48号

国立大学法人筑波大学局長の選任の手續等に関する規則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（以下「基本規則」という。）第32条の8第2項の規定に基づき、学長が指名又は委嘱する局長（以下「局長」という。）の選任の手續等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（選任）

第2条 局長は、基本規則第32条の2第4項、第32条の3第4項、第32条の4第4項、第32条の5第4項、第32条の6第4項及び第32条の7第4項に規定する業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が指名又は委嘱する。

（委嘱）

第3条 基本規則第32条の8第1項により委嘱する場合において、学長は、委嘱に関して必要な事項を記載した書面を取り交わすものとする。

（期間）

第4条 局長の指名又は委嘱の期間（この条において「期間」という。）は、1年とする。ただし、期間の終期は、局長となる日の属する年度の末日とする。

2 前項の局長は、再任されることができる。

附 則

この法人規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令5．3．23法人規則27号）

この法人規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令6．3．28法人規則48号）

この法人規則は、令和6年4月1日から施行する。